

事 務 連 絡
平成 28 年 8 月 5 日

都道府県
各 指定都市 放課後児童健全育成事業 ご担当者様
中核市

雇用均等・児童家庭局総務課
少子化総合対策室健全育成係

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の交付額の算定方法について

日頃より、子ども・子育て支援施策及び子どもの健全育成の推進にご尽力、ご協力いただきまして、厚くお礼申し上げます。

今般、放課後児童健全育成事業に要する経費については、「平成 28 年度子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成 28 年 7 月 20 日府子本第 474 号）に基づき、交付申請を行っていただいているところですが、「『放課後児童健全育成事業』の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 8 号。以下「実施要綱」という。）別添 6 の 3（2）の国庫補助額に係る今年度の算定方法につきましては、下記の通りとします。

各都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知していただくようお願いいたします。

当該事業については、放課後児童クラブの人材確保や、子どもへの質の高い支援を実現するためにも積極的に活用していただくよう併せて周知をお願いいたします。

記

当該放課後児童クラブに係る人件費の総額から、放課後児童健全育成事業（実施要綱の別添 1）及び小規模放課後児童クラブ支援事業（実施要綱の別添 8）により充てられる費用を除いた額のうち、当該常勤職員に係る人件費（賃金改善分を含む）を補助対象とし、当該額と国庫補助基準額 2,932,000 円を比較して少ない方の額を基に国庫補助額を算定する。

なお、上記の放課後児童健全育成事業（実施要綱の別添 1）により充てられる額は、以下の①又は②に③及び④を加えた額とし、小規模放課後児童クラブ支援事業（実施要綱の別添 8）により充てられる額は、⑤とする。

- ① 開所日数 250 日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の場合
1,814,000 円

- ② 開所日数 250 日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が 20 人以上の場合
5,441,000 円
- ③ 開所日数加算の対象となる場合
(年間開所日数-250 日) × 15,000 円
- ④ 長時間開所加算の対象となる場合
(ア) 平日分
「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数 × 544,000 円
(イ) 長期休暇等分
「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間数 × 245,000 円
- ⑤ 小規模放課後児童クラブ支援事業（実施要綱の別添 8）を実施している場合
1,088,000 円

以上

【照会先】
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
少子化総合対策室健全育成係
TEL : 03-5253-1111 (内線 7909)